

とくしま藍の日を定める条例の一部を改正する条例

とくしま藍の日を定める条例（平成二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例

第一条中「設ける」を「設けるとともに、徳島県の色を定める」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（徳島県の色）

第五条 藍色を徳島県の色とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、徳島県の色を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。